

八潮市生産緑地に係る買取り申出等に関する事務処理要綱

(令和4年2月17日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく生産緑地の買取りの申出及び法第15条第1項の規定に基づく生産緑地の買取り希望の申出に関し、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び規則の例による。

(生産緑地の買取り申出)

第3条 法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定により生産緑地の買取りの申出をする者は、様式第1号の生産緑地買取申出書に、別表1に掲げる書類のうち該当するものを添付し、市長に提出しなければならない。なお、農林漁業の主たる従事者の故障又は病気を理由とする場合は、症状等について事前に相談するものとする。

2 前項の買取り申出をするにあたり当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、法第12条第1項又は第2項の規定による買取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利を抹消させる旨の様式第2号の所有権以外の権利を消滅させる旨の書面を市長に提出しなければならない。なお、贈与税及び相続税の納税猶予を受けている生産緑地で税務署長が抵当権を設定している場合、提出は不要とする。

3 所有権以外の権利のうち、公益性が高く、買取り後の権利関係の複雑化が予想されない施設等が存する土地の地役権や地上権等については、前項の規定に代わり、当該権利を有する者が買取り申出に同意する旨の様式第3号の同意書（所有権以外の権利）を市長に提出しなければならない。

4 主たる従事者の死亡による生産緑地の買取りの申出をするにあたり、その事由の発生から3年以上経過した場合は、その理由を明記した理由書を市長に提出するものとする。

(生産緑地の買取りの通知等)

第4条 市長は、様式第4号の生産緑地を買取る旨の通知書若しくは様式

第5号の生産緑地を買取らない旨の通知書を、買取りの申出があった日から1か月以内に当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。

(他の農林漁業従事希望者へのあっせん)

第5条 市長は、前条により買取らない旨の通知をした場合は、八潮市農業委員会へ協力を依頼し、他の農林漁業従事希望者へのあっせんに努めるものとする。

(行為の制限解除の通知)

第6条 市長は、法第14条の規定により行為の制限が解除された場合は、様式第6号により買取り申出者、及び関係機関に、この旨を速やかに通知するとともに、同様の内容を関係課に通知するものとする。

(生産緑地の買取り希望の申出)

第7条 法第15条第1項の規定により生産緑地の買取り希望の申出をする者は、規則第9条に規定する別紙様式第7号の生産緑地買取り希望申出書に、別表2に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

(買取り申出等の事実の通知)

第8条 市長は、買取り申出のあった生産緑地及び買取り希望の申出のあった生産緑地のうち、贈与税及び相続税納税猶予の適用を受けているものがあるときは、速やかに、その旨を所轄の税務署長あてに様式第8号の買取り申出等の事実の通知書により通知するものとする。

(買取り申出等の取下)

第9条 法第10条に基づく生産緑地の買取り申出及び法第15条第1項の規定に基づく生産緑地の買取り希望の申出を取下げ者は、様式第9号の買取り申出等取下書を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、法第14条の規定による行為の制限の解除後においては受付けないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

別表 1

○基本提出書類

番号	添付書類名称	備考
1	当該生産緑地の位置図	当該地を赤枠で囲む。
2	当該生産緑地に係る登記事項証明書及び公図	写し可（要原本照合）。
3	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か月以内のもの。 ・ 写し可（要原本照合） ・ 農林漁業の主たる従事者が故障又は病気を有するに至った場合・・・本人のもの。 ・ 死亡の場合・・・相続人のもの（相続が未登記のとき、法定相続人全員のもの）。
4	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会で発行するもの。 ・ 法第10条第1項による申出基準日以降で特定生産緑地の指定を受けていないものは不要。 ・ 法第10条の3第2項による指定期限日以降で特定生産緑地の指定期限の延長をしていないものは不要。 ・ 写し可（要原本照合）。
5	仮換地証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地若しくは使用収益が開始している場合。 ・ 写し可（要原本照合）。
6	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人を立てて、買取申出書を提出する場合。 ・ 法人名、氏名、連絡先を明記。 ・ 任意様式、実印押印必須。
7	所有権以外の権利を消滅させる旨の書面	様式第2号（第3条第2項）
8	同意書（所有権以外の権利）	様式第3号（第3条第3項）
9	その他必要な書類	市長が必要と認めたもの。

○主たる従事者の死亡に伴う場合

番号	添付書類名称	備考
10	被相続人の戸籍（除籍）謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か月以内のもの。 ・ 被相続人の出生から死亡まで確認できる戸籍（改製原戸籍）。 ・ 写し可（要原本照合）。
11	戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か月以内のもの。 ・ 相続人のもの（相続が未登記のとき、法定相続人全員のもの）。 ・ 写し可（要原本照合）。
12	遺産分割協議書または遺言書の写し及び相続人関係図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続登記が未完了のとき。 ・ 任意様式。
13	法定相続情報証明	・ 3、10～12に代えることができる。

○主たる従事者の病気または故障に伴う場合

番号	添付書類名称	備考
14	医師の診断書	・ 主たる従事者が故障または病気により農林漁業に従事することが不可能となった場合。
15	推定相続人等からの同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記診断が、判断能力に影響する症例の場合。 ・ 推定相続人を確認できる戸籍謄本、印鑑証明書を併せて提出。 ・ 成年後見人を立てている場合は、成年後見人登記事項証明書を併せて提出。 ・ 委任状を用意するときは、推定相続人等も連名すること。 ・ 任意様式、実印押印必須。

別表 2

番号	添付書類名称	備考
1	当該生産緑地の位置図	当該地を赤枠で囲む。
2	当該生産緑地に係る登記事項証明書及び公図	写し可（要原本照合）。
3	印鑑証明書	3 か月以内のもの。 写し可（要原本照合）。
4	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	写し可（要原本照合）。
5	仮換地証明書	・土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地である場合。 ・写し可（要原本照合）。
6	医師の診断書	・主たる従事者が故障または病気により農林漁業に従事することが不可能となった場合。
7	その他必要な書類	市長が必要と認めたもの。

生産緑地買取申出書

年 月 日

（宛先）八潮市長

申出者	住所	
	氏名	実印

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申出ます。

記

1 買取り申出の理由

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (㎡)	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

3 参考事項

（1）当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			㎡				

（2）買取り希望価格

（3）その他参考となるべき事項

備考

- 1 「買取り申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務に生産緑地法施行規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同規則第3条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会によるそのものが主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障について、医師の診断書その他同規則第5条掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。
- 2 「生産緑地に関する事項」については、買取り申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかつこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- 3 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地籍を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつこ書で記載すること。
- 5 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合にはおいては、氏名は、その法人の名称及び代表者名の氏名を記載すること。

所有権以外の権利を消滅させる旨の書面

年 月 日

（宛先）八潮市長

権 利 者	住所	
	氏名	実印
	電話	

生産緑地法第10条の規定に基づく下記の土地の買取申出書の提出にあたり、市から買取る旨の通知書の発送を条件として、当該生産緑地の存する所有者以外の権利を消滅させることに同意します。

記

所在及び地番	地目	地積	所有者の住所・氏名	権利の種類
		m ²		

備 考

- 1 買取り申出に係る生産緑地が所有権以外の他人の権利の目的になっている場合に、生産緑地買取申出書とともに提出すること。
- 2 「権利者」欄には、所有権以外の権利を有する者の住所・氏名・電話番号を記載のうえ、実印を押印し（法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること）、印鑑証明書を添付すること。（3か月以内のもの。）
- 3 所有権以外の権利を有する者が複数いる場合は、権利者ごとに作成すること。
- 4 「所在及び地番」、「地目」、「地積」、「所有者の住所・氏名」の欄には、当該生産緑地の登記事項証明書の内容を記載すること。
- 5 「権利の種類」の欄には、所有権以外の権利を記載すること。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）八潮市長

住 所

氏 名

実印

同意書（所有権以外の権利）

私が _____ を有する下記の土地を、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出に同意します。

所在及び地番	地目	地積（㎡）

※ 印鑑証明書添付必須

様式第4号（第4条関係）

八潮 発第 号
年 月 日

様

八潮市長 印

生産緑地を買取る旨の通知書（通知）

年 月 日付けで生産緑地法第10条の規定による買取り申出のありました下記土地について、買取らせていただきたいため、同法第12条第1項の規定により通知します。

記

1 対象地

生産緑地番号	所在及び地番	地籍（㎡）
八潮 号		

以上

※ この通知は、地方公共団体等が買取る旨の通知です。

様式第 5 号（第 4 条関係）

八潮 発第 号
年 月 日

様

八潮市長 印

生産緑地を買取らない旨の通知書（通知）

生産緑地法第 10 条の規定に基づき、 年 月 日付けで買取り申出のありました土地については、買取りしませんので同法第 12 条第 1 項の規定により通知いたします。

※ 今後、同法第 13 条の規定に基づき、 月 日開催の農業委員会へあつせんをかけ、翌月に報告をいただく予定としております。

※ この通知は、地方公共団体等が買取らない旨の通知です。

様式第6号（第6条関係）

八潮 発第 号
年 月 日

様

八潮市長 印

生産緑地内における行為の制限解除について（通知）

このことについて、生産緑地法第14条の規定により、生産緑地内の行為の制限が解除となりましたので、下記のとおり通知いたします。

記

1 行為の制限を解除する生産緑地の概要

対 象 地 区	八潮 号生産緑地			
土 地 の 所 在	八潮市			
地 目	登 記		現 況	
地 積	m ²			
用 途 地 域				
土 地 所 有 者				
生産緑地法第10条申出日	年 月 日			
生産緑地法第14条の 期 間 満 了 年 月 日	年 月 日			
解 除 対 象 規 定	生産緑地法第7条から第9条			

※ 当該生産緑地の都市計画の変更については、今後、市において行います。

生産緑地買取希望申出書

年 月 日

（宛先）八潮市長

申出者	住所	
	氏名	実印

生産緑地法第15条第1項の規定に基づき、下記により、申出ます。

記

1 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (㎡)	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

2 買取り希望価格

3 買取り希望の申出の理由

4 参考事項

（1）当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			㎡				

（2）その他参考となるべき事項

備考

- 1 「生産緑地に関する事項」については、買取希望の申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をカッコ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
- 2 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地籍を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書で記載すること。
- 4 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 5 「買取り希望の申出の理由」については、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情を明らかにすること。
- 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合にはおいては、氏名は、その法人の名称及び代表者名の氏名を記載すること。

様式第9号（第9条関係）

買 取 申 出 等 取 下 書

年 月 日

（宛先）八潮市長

住 所

申出者

氏 名

実印

年 月 日付で、提出した生産緑地買取申出書等については、下記理由により取り下げます。

記

取 下 理 由	
---------	--